

○宮崎大学学位規程

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成17年3月30日 平成19年3月22日
平成20年3月27日 平成22年3月25日
平成22年11月25日 平成25年3月28日
平成26年3月27日 平成27年3月26日
平成28年3月25日 平成30年3月22日
令和元年8月8日 令和2年2月27日

(目的)

第1条 この規程は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）第40条第2項及び第85条第3項の規定により宮崎大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の種類等)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学位の専攻分野の名称は、次表のとおりとする。

| 学位（専攻分野の名称） | 学位（専攻分野の名称）の英文表記 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------|
| 学士（教育学） | Bachelor of Education |
| 学士（医学） | Bachelor of Medicine |
| 学士（看護学） | Bachelor of Nursing |
| 学士（工学） | Bachelor of Engineering |
| 学士（農学） | Bachelor of Agriculture |
| 学士（獣医学） | Bachelor of Veterinary |
| 学士（地域資源創成学） | Bachelor of Regional Innovation |
| 修士（医科学） | Master of Medical Science |
| 修士（動物医科学） | Master of Animal Biomedical Science Master of Veterinary Science |
| 修士（看護学） | Master of Nursing Science |
| 修士（工学） | Master of Engineering |
| 修士（農学） | Master of Agriculture |
| 修士（水産学） | Master of Fisheries |
| 修士（学術） | Master of Science |
| 修士（地域資源創成学） | Master of Regional Innovation |

| | |
|-----------|---------------------------------------------|
| 博士（医学） | Doctor of Philosophy in Medicine |
| 博士（農学） | Doctor of Philosophy |
| 博士（獣医学） | Doctor of Philosophy in Veterinary Medicine |
| 博士（工学） | Doctor of Philosophy |
| 博士（学術） | Doctor of Philosophy |
| 教職修士（専門職） | Master of Education (Profession) |

（学位の授与要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者に授与する。
- 4 前項に規定するもののほか、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を経ない者であっても、博士論文を提出して学位の授与を申請し、その審査に合格し、かつ、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも学位を授与することができる。
- 5 専門職学位は、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に授与する。

（学位の申請）

第4条 修士の学位論文は、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 博士の学位授与の申請は、学位論文願に論文、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、当該研究科長に提出するものとする。
- 3 前条第4項の規定による学位の申請は、学位申請書に論文、論文目録、論文要旨及び履歴書並びに学位論文審査手数料 57,000 円を添え、当該研究科長に提出するものとする。
- 4 本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位を申請するときは、前項の規定を適用する。この場合において、退学したときから1年を超えないときは、学位論文審査手数料の納付を免除する。
- 5 提出した学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

（学位論文）

第5条 提出する修士及び博士の学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係資料を提出させることがある。

(審査の付託)

第6条 研究科長は、修士及び博士の学位論文を受理したときは、当該研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

(審査)

第7条 工学及び農学の各研究科委員会は、修士課程の論文審査を付託されたときは、当該専攻の教授1名のほか、関連する専門分野の教員(助手を除く。以下同じ。)のうちから2人以上の審査委員を選出して、論文の審査及び最終試験を行う。

2 地域資源創成学研究科委員会は、論文審査を付託されたときは、主指導教員及び副指導教員を含む3人以上の教員からなる学位論文指導委員会により、論文の審査及び最終試験を行う。

3 農学工学総合研究科委員会は、論文審査を付託されたときは、主指導教員及び副指導教員を含む5人以上の教員からなる学位論文審査委員会により、論文の審査並びに最終試験又は試験を行う。ただし、学位論文審査委員会には、研究指導を担当する資格を有する教員3人以上を含むものとする。

4 前3項の審査には、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

5 看護学研究科委員会及び医学獣医学総合研究科委員会は、当該学位論文の審査を行うため審査委員会を設置し、その委員として、当該委員会の構成員の中から3人を選定する。

6 前項の審査委員は、主査1人、副査2人とする。ただし、医学獣医学総合研究科委員会が必要と認めたときは、当該構成員以外の本学の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

7 審査委員会は、第3条第2項及び第3項の規定によるものについては学位論文の審査及び最終試験を、第3条第4項の規定によるものについては学位論文の審査及び学力の確認を行う。

(審査期間)

第8条 修士論文の審査は、提出者の在学期間中に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、受理した日から1年以内に終了するものとする。

(最終試験又は試験)

第9条 最終試験又は試験は、論文の審査を終えた後、論文を中心として関連ある授業科目について口頭又は筆記により行うものとする。

(学力の確認)

第10条 第3条第4項に規定する学力の確認は、第4条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査及び試験を終えた後、学位論文に関連のある専門分野及び外国語について、口頭又は筆記によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第4項に規定する者のうち退学したときから当該研究科が定める年限以内に学位を申請する者については、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、論文の審査並びに最終試験又は試験及び学力の確認を終了したときは、速やかにその結果を文書をもって当該研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の判定)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修士及び博士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、委員（外国出張者及び休職者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(判定結果の報告)

第13条 研究科長は、当該研究科委員会が前条第1項によって合格と決定した者の氏名、論文審査の要旨並びに最終試験又は試験の成績を文書をもって速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与及び報告)

第14条 学長は、学士の学位にあつては学部長からの報告を受けて、修士及び博士の学位並びに専門職学位にあつては前条の報告を受けて、学位を授与すべき者を決定し、学位記を交付して学位を授与する。授与できない者には、その旨を本人に通知するものとする。

2 前項前段の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録するとともに、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条に定める様式により、文部科学大臣に報告しなければならない。

(学位論文要旨等の公表)

第15条 博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において、研究科長は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、「宮崎大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第17条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第18条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は、当該研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会が前項の決定をする場合には、第12条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は、別紙1から別紙5のとおりとする。

(特定の課題の取扱い)

第20条 規則第76条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果に関する取扱いについては、この規程に定める修士論文に関する取扱いに準ずるほか、必要に応じて各研究科が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程は、平成 22 年 11 月 25 日から施行する。
- 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 29 号）附則第 2 項の規定により平成 15 年 9 月 30 日に当該大学に在学した者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた宮崎大学及び宮崎医科大学の学部又は大学院に在学する者（以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に編入学等した者については、改正後の第 19 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

別紙 1-1（第 3 条第 1 項関係）

| |
|--------------------------------------------------------------------|
| 宮大の第 号 |
| 卒業証書・学位記 |
| 本籍（都道府県名） 氏 名 生 年 月 日 |
| 宮崎大学〇〇学部〇〇学科（課程）に入学し卒業するため必要な所定の課程を本学で修めたので卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する |
| 平成 年 月 日 |
| 宮崎大学〇〇学部長 〇〇〇〇印 |
| 宮 崎 大 学 長 〇〇〇〇印 |

別紙 1-2（第 3 条第 1 項関係）

| |
|-----------------------------------------------------------------|
| 宮大の第 号 |
| 卒業証書・学位記 |
| 本籍（都道府県名） 氏 名 生 年 月 日 |
| 宮崎医科大学医学部〇〇学科に入学し卒業するため必要な所定の課程を本学で修めたので卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する |
| 平成 年 月 日 |
| 宮崎大学〇〇学部長 〇〇〇〇印 |
| 宮 崎 大 学 長 〇〇〇〇印 |

別紙 2-1（第 3 条第 2 項関係）

| |
|--------------------------------------------------------------------------|
| 〇修第 号 |
| 学 位 記 |
| 本籍（都道府県名） 氏 名 生 年 月 日 |
| 宮崎大学大学院〇〇研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する |
| 平成 年 月 日 |
| 宮 崎 大 学 印 |

※第 20 条に定める特定の課題による学位記については、「学位論文の審査」を「特定の課題についての研究成果の審査」と記載する。

別紙 2-2（第 3 条第 2 項関係）

| |
|----------------------------------------------------------------------------|
| 〇修第 号 |
| 学 位 記 |
| 本籍（都道府県名） 氏 名 生 年 月 日 |
| 宮崎医科大学大学院医学研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（医学）の学位を授与する |
| 平成 年 月 日 |
| 宮 崎 大 学 印 |

※第 20 条に定める特定の課題による学位記については、「学位論文の審査」を「特定の課題についての研究成果の審査」と記載する。

別紙3-1(第3条第3項関係)

| |
|--------------------------------------------------------------------------|
| ○博士第 号 |
| 学 位 記 |
| 本籍(郵便府県名) 氏 名 生 年 月 日 |
| 富崎大学大学院○○研究科○○専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する |
| 平成 年 月 日 |
| 富 崎 大 学 印 |

別紙3-2(第3条第3項関係)

| |
|-----------------------------------------------------------------------------|
| ○博士第 号 |
| 学 位 記 |
| 本籍(郵便府県名) 氏 名 生 年 月 日 |
| 富崎医科大学大学院医学研究科○○系専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する |
| 平成 年 月 日 |
| 富 崎 大 学 印 |

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 15 条の規定は、この規程の施行の日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 16 条の規定は、この規程の施行の日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に教育文化学部_に在学する者の学位に関しては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 8 日から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 項及び第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に教育学研究科修士課程に在学する者の学位に関しては、なお従前の例による。

別紙1 (第3条第1項関係)

| | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------|
| Verification of Degree | 官大○第 | 号 |
| Degree No. : (学位記番号) | 卒業証書・学位記 | |
| Name : (氏名) | | |
| Date of Birth : (生年月日) | 氏 | 名 |
| | 生 | 年 月 日 |
| Be it known that the above named person has been granted the degree of (学位名) | 本学○○学部○○学科(課程)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位を授与する | |
| on this (学位授与日) having fulfilled all the requirements for the bachelor's degree in the Faculty of (学部名), University of Miyazaki, Japan. | (元号) 年 月 日 | |
| <u>Signature(サイン)</u> (学部長名) | <u>Signature(サイン)</u> (学長名) | 宮崎大学○○学部長 ○○ ○○ 印 |
| Dean, Faculty of (学部名), University of Miyazaki | President of University of Miyazaki | 宮崎大学学長 ○○ ○○ 印 |

(日本産業規格 A 3 横型)

別紙2 (第3条第2項関係)

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------|
| Verification of Degree | ○修第 | 号 |
| Degree No. : (学位記番号) | 学 位 記 | |
| Name : (氏名) | | |
| Date of Birth : (生年月日) | 氏 | 名 |
| | 生 | 年 月 日 |
| Be it known that the above named person has been granted the degree of (学位名) | 本学大学院○○研究科○○専攻の修士(博士前期)課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する | |
| on this (学位授与日) having fulfilled all the requirements for the master's degree in the specialty of (専攻名) at the Graduate School of (研究科名), University of Miyazaki, Japan. | (元号) 年 月 日 | |
| <u>Signature(サイン)</u> (学長名) | 宮 崎 大 学 印 | |
| President of University of Miyazaki | | |

(日本産業規格 A 3 横型)

※第20条に定める特定の課題による学位記については、「学位論文の審査」を「特定の課題についての研究成果の審査」と記載する。

別紙3 (第3条第3項関係)

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| Verification of Degree | ○博甲第 号 |
| Degree No. : (学位記番号) | 学 位 記 |
| Name : (氏名) | |
| Date of Birth : (生年月日) | 氏 名 生 年 月 日 |
| Be it known that the above named person has been granted the degree of (学位名) | 本学大学院○○研究科○○専攻の博士 (博士後期) 課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士 (○○) の学位を授与する |
| on this (学位授与日) having fulfilled all the requirements for the doctoral degree in the specialty of (専攻名) at the Graduate School of (研究科名), University of Miyazaki, Japan. | (元号) 年 月 日 |
| <u>Signature(サイン)</u> (学長名) President of University of Miyazaki | 宮 崎 大 学 印 |

(日本産業規格 A 3 横型)

別紙4 (第3条第4項関係)

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| Verification of Degree | ○博乙第 号 |
| Degree No. : (学位記番号) | 学 位 記 |
| Name : (氏名) | |
| Date of Birth : (生年月日) | 氏 名 生 年 月 日 |
| Be it known that the above named person has been granted the degree of (学位名) | 本学にて学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士 (○○) の学位を授与する |
| on this (学位授与日) having fulfilled all the requirements of the Dissertation Option for the doctoral degree at the Graduate School of (研究科名), University of Miyazaki, Japan. | (元号) 年 月 日 |
| <u>Signature(サイン)</u> (学長名) President of University of Miyazaki | 宮 崎 大 学 印 |

(日本産業規格 A 3 横型)

別紙5 (第3条第5項関係)

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| Verification of Degree | ○修(専)第 号 |
| Degree No. : (学位記番号) | 学 位 記 |
| Name : (氏名) | |
| Date of Birth : (生年月日) | 氏 名 生 年 月 日 |
| Be it known that the above named person has been granted the degree of (学位名) | 本学大学院教育研究科教職実践開発専攻の 専門職学位課程において所定の単位を修得し たので教職修士(専門職)の学位を授与する |
| on this (学位授与日) having fulfilled all the requirements for the master's degree in the specialty of Development of Teaching Profession at the Graduate School of Education, University of Miyazaki, Japan. | (元号) 年 月 日 |
| <u>Signature(サイン)</u> (学長名) | 宮 崎 大 学 印 |
| President of University of Miyazaki | |

(日本産業規格A3横型)